

行政事件訴訟法第8条第1項ただし書に定める不服申立前置を定めた規定一覧表

省庁名	法律名	条項名	規定内容
人事院	国家公務員法	第92条の2	(不服申立てと訴訟の関係) 第89条第1項に規定する処分であって人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第89条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
		第103条第7項 (第92条の2の準用)	(私企業からの隔離) 第90条第3項並びに第91条第2項及び第3項の規定は、前項の異議申立てのあつた場合に、第92条の2の規定は、第5項の通知の取消しの訴えについて、これを準用する。
警察庁	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律	第21条	(不服申立てと訴訟との関係) 第11条第1項の裁定の取り消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第11条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定(支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。)を行わなければならない。
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	第37条第3項	(不服申立て等) 指定暴力団等の指定の取消を求める訴えは、当該指定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

防衛庁	自衛隊法	第 50 条の 2	<p>(不服申立てと訴訟との関係) 第 49 条第 1 項に規定する処分 (前条に規定する隊員又は学生に係るものを除く。)の取消の訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第 49 条 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求又は異議申立てについては、行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号)第二章第一節 から第三節までの規定を適用しない。</p>
総務省	地方自治法	第 229 条 第 6 項	<p>第 4 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 3 項の処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>【参考】 第 229 条 3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第 14 条第 1 項 本文又は第 45 条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して 30 日以内とする。 4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p>
		第 231 条の 3 第 9 項	<p>(催促、滞納処分等) 第 7 項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第 1 項から第 4 項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>【参考】 第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方</p>

	<p>税の例による。</p> <p>7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</p>
<p>第251条の5 第1項</p>	<p>第250条の13第1項又は第2項の規定による審査の申出をした普通地方公共団体の長その他の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該審査の申出の相手方となつた国の行政庁を被告として、訴えをもつて当該審査の申出に係る違法な国の関与の取消し又は当該審査の申出に係る国の不作為の違法の確認を求めることができる。</p> <p>一 第250条の14第1項から第3項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告に不服があるとき。</p> <p>二 第250条の18第1項の規定による国の行政庁の措置に不服があるとき。</p> <p>三 当該審査の申出をした日から90日を経過しても、委員会が第250条の14第1項から第3項までの規定による審査又は勧告を行わないとき。</p> <p>四 国の行政庁が第250条の18第1項の規定による措置を講じないとき。</p> <p>【参考】</p> <p>第250条の13 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの(次に掲げるものを除く。)に不服があるときは、委員会に対し、当該国の関与を行つた国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。</p> <p>一 第245条の8第2項及び第13項の規定による指示</p> <p>二 第245条の8第8項の規定に基づき都道府県知事に代わつて同条第2項の規定による指示に係る事項を行うこと。</p> <p>三 第252条の17の4第2項の規定により読み替えて適用する第245条の8第12項において準用する同条第2項の規定による指示</p> <p>四 第252条の17の4第2項の規定により読み替えて適用する第245条の8第12項において準用する同条第8項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を行うこと。</p> <p>2 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、その担任する事務に関する国の不作為(国の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの国の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。)に不服があるときは、委員会に対し、当該国の不作為に係る国の行政庁を相手方として、文書で、審査の申出をすることができる。</p>
<p>第252条 第1項</p>	<p>第251条の3第1項又は第2項の規定による申出をした市町村長その他の市町村の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該申出の相手方となつた都道府県の行政庁を被告として、訴えをもつて当該申出に係る違法な都道府県の関与の取消し又は当該申出に係る都道府県の不作為の違法の確認を求めることができる。</p>

		<p>【参考】 第252条 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの(次に掲げるものを除く。)に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。</p> <p>一 第245条の8第12項において準用する同条第2項の規定による指示 二 第245条の8第12項において準用する同条第8項の規定に基づき市町村長に代わつて前号の指示に係る事項を行うこと。</p> <p>2 総務大臣は、市町村長その他の市町村の執行機関が、その担任する事務に関する都道府県の不作為(都道府県の行政庁が、申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの都道府県の関与のうち許可その他の処分その他公権力の行使に当たるものをすべきにかかわらず、これをしないことをいう。以下本節において同じ。)に不服があり、文書により、自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出をしたときは、速やかに、第251条第2項の規定により自治紛争処理委員を任命し、当該申出に係る事件をその審査に付さなければならない。</p>
	第256条	<p>市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、助役、出納長、収入役、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基く住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。</p>
地方公務員法	第51条の2	<p>(不服申立てと訴訟との関係) 第49条第1項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事委員会又は公平委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第49条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。</p>

地方公務員災害補償法	第 56 条	<p>(不服申立ての前置)</p> <p>第 51 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の判決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 第 51 条第 1 項に規定する審査請求又は同条第 2 項若しくは第 3 項に規定する再審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>二 第 51 条第 1 項に規定する審査請求又は同条第 2 項若しくは第 3 項に規定する再審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>【参考】</p> <p>第 51 条 基金が行う補償に関する決定(次項の決定を除く。)に不服がある者は、地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 基金の従たる事務所の長が行う補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会(以下「支部審査会」という。)に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に対して再審査請求をすることができる。</p>
地方税法	第 19 条の 12	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>第 19 条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は判決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p> <p>第 19 条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての不服申立てについては、本款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)の定めるところによる。</p> <p>一 更正若しくは決定(第五号に掲げるものを除く。)又は賦課決定</p> <p>二 督促又は滞納処分</p> <p>三 第 58 条第 1 項、第 2 項、第 3 項若しくは第 5 項又は第 321 条の 14 第 1 項、第 2 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による分割の基準となる従業者数の修正又は決定</p> <p>四 第 59 条第 2 項又は第 321 条の 15 第 2 項若しくは第 7 項の規定による分割の基準となる従業者数についての決定又は判決</p> <p>五 第 72 条の 49 第 1 項の規定による課税標準額の総額の更正若しくは決定又は同条第三項の規定による分割基準の修正若しくは決定</p> <p>六 第 72 条の 54 第 1 項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定又</p>

		<p>は同条第3項前段の規定による課税標準とすべき所得の決定</p> <p>七 第72条の54第5項の規定による課税標準とすべき所得についての決定</p> <p>八 第389条第1項、第417条第2項又は第743条第1項若しくは第2項の規定による価格等の決定若しくは配分又はこれらの修正</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分で総務省令で定めるもの</p>
恩給法	第15条の2	<p>第13条第1項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ審査請求ニ対スル裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ</p> <p>【参考】 第13条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ前条ニ規定スル局長ニ異議申立ヲ為スコトヲ得</p>
恩給法の一部を改正する法律	附則1条 19項	<p>恩給法の一部を改正する法律に規定する都道府県知事の処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する総務大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>
住民基本台帳法	第32条	<p>(不服申立てと訴訟との関係) 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第31条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、この法律の目的を達成するため、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。 2 主務大臣は都道府県知事又は市町村長に対し、都道府県知事は市町村長に対し、前項の事務に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。 3 主務大臣は、前項の規定による助言又は勧告をしようとするときは、国民健康保険の被保険者、介護保険の被保険者、国民年金の被保険者及び児童手当の支給を受けている者に関する事項については厚生労働大臣、米穀の配給を受ける者に関する事項については農林水産大臣に協議するものとする。 4 都道府県知事は主務大臣に対し、市町村長は主務大臣又は都道府県知事に対し、第2項の規定による助言又は勧告を求めることができる。</p>
法務省	犯罪者予防更生法	<p>第51条の3</p> <p>(審査請求と訴訟との関係) 地方委員会が決定をもつてした処分の取消しの訴えは、当該決定についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

執行猶予者保護観察法	第12条 第2項 (犯罪者予防更生法第51条の3の準用)	(審査請求) 前項の審査請求については、犯罪者予防更生法第51条及び第51条の2の規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第51条の3の規定を準用する。
売春防止法	第28条 第2項 (犯罪者予防更生法第51条の3の準用)	(審査請求) 前項の審査請求については、予防更生法第50条から第51条の2までの規定を、同項に規定する処分の取消しの訴えについては、同法第51条の3の規定を準用する。この場合において、同法第50条第1項中「監獄又は少年院」とあるのは「婦人補導院」と、同法第51条の2中「60日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。
弁護士法	第16条 第1項	<p>第12条の規定による登録若しくは登録換えの請求の進達の拒絶についての審査請求を却下され若しくは棄却され、第14条第1項の規定による意義の申出を棄却され、又は前条の規定により登録若しくは登録換えを拒絶された者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することが出来る。</p> <p>【参考】</p> <p>第12条 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害する虞がある者又は左の場合に該当し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基き、登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。</p> <p>一 心身に故障があるとき。</p> <p>二 第6条第3号にあたる者が、除名、業務禁止、登録まつ消又は免職の処分を受けた日から3年を経過して請求したとき。</p> <p>2 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠く虞があるものについてもまた前項と同様とする。</p> <p>3 弁護士会は、前2項の規定により請求の進達を拒絶する場合には、登録又は登録換えを請求した者に、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>4 弁護士会が登録又は登録換の請求の進達を求められた後3箇月を経てなお日本弁護士連合会にその進達をしないときは、その登録又は登録換の請求をした者は、その登録又は登録換の請求の進達を拒絶されたものとみなし、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができる。</p> <p>第14条 前条の規定により登録取消の請求をされた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に日本弁護士連合会に異議を申し出ること</p>

			ができる。
		第 62条 第 1項	<p>第 56条の規定による懲戒についての審査請求を却下され若しくは棄却され、又は第 60条の規定により懲戒を受けた者は、東京高等裁判所にその取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>【参考】 第 56条 弁護士及び弁護士法人は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。</p> 第 60条 日本弁護士連合会は、第 56条第 1項に規定する事案について自らその弁護士又は弁護士法人を懲戒することを適当と認めるときは、懲戒委員会の議決に基づき、これを懲戒することができる。
外務省	外務公務員法	第 22条	<p>(不服申立てと訴訟との関係) 第 19条第 1項の処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第 19条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法(昭和 37年法律第 160号)による不服申立ては、国家公務員法第 90条第 1項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしなければならない。</p>
財務省	関税法	第 93条	<p>(審査請求と訴訟との関係) 第 91条に規定する処分又は通知の取消しの訴えは、当該処分又は通知についての審査請求に対する採決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第 91条 関税の確定若しくは徴収に関する処分若しくは滞納処分(国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。)又は関税定率法第 21条第 3項(輸入禁制品に該当する旨の通知)の規定による通知について審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和 23年法律第 120号)第 8条(審議会等)に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p>

とん税法	第 11 条 (関税法第 93 条 の準用)	(不服申立て) 関税法第 89 条から第 91 条まで(不服申立て)の規定は、とん税の確定又は徴収に関する処分について不服がある場合について、同法第 93 条(審査請求と訴訟との関係)の規定は、これらの処分の取消しの訴えについて準用する。
特別とん税法	第 6 条 (とん税法の規定 の準用)	とん税法第 5 条から第 8 条まで(申告による納付・更正及び決定等・非課税・純トン数の測度)及び第 10 条から第 11 条まで(関税法等の準用・権限の委任・行政手続法の適用除外・不服申立て)の規定は、特別とん税について準用する。
外国為替及び外国貿易 法	第 57 条 第 1 項	(不服申立てと訴訟との関係) 前条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は再審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第 56 条第 1 項 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。
国税通則法	第 115 条 第 1 項	(不服申立ての前置等) 国税に関する法律に基づく処分(第 80 条第 2 項(行政不服審査法との関係)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分(審査請求をすることもできるもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。))を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。 一 異議申立て(国税庁長官に対してされたものに限る。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき。 二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 三 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

文部科学省	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第70条 第2項	(不服申立て等) この法律(第22条の3第1項及び第2項並びに第41条第1項及び第2項を除く。)の規定による処分の取消の訴えは、当該処分についての異議申し立てに対する決定(前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する裁決)を経た後でなければ、提起することができない。
	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第45条 第2項	(不服申立て等) この法律の規定による処分の取消の訴えは、当該処分についての異議申し立てに対する決定(前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する裁決)を経た後でなければ、提起することができない。
	宗教法人法	第87条	(不服申立てと訴訟との関係) 第80条の2第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申し立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第80条の2 第14条第1項、第28条第1項、第39条第1項若しくは第46条第1項の規定による認証に関する決定、第79条第1項の規定による事業の停止の命令又は前条第1項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申し立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申し立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。
	文化財保護法	第85条の8	(不服申立てと訴訟との関係) 第85条の3第1項各号に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申し立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第85条の3 次に掲げる処分についての審査請求又は異議申し立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求又は異議申し立てを受理した日から30日以内に、審査請求人若しくは異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。 一 第43条第1項又は第80条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可 二 第71条の2第1項の規定による管理団体の指定

厚生労働省	労働者災害補償保険法	第40条 第1項	<p>第38条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の判決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 再審査請求がされた日から3箇月を経過しても採決がないとき。</p> <p>二 再審査請求についての採決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その採決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>【参考】 第38条 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p>
	じん肺法	第20条	<p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第18条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第18条 第13条第2項(第15条第3項、第16条第2項及び第16条の2第2項において準用する場合を含む。)の決定についての審査請求における審査請求書には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項のほか、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。</p>
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	第38条	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の判決又は当該処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない</p>
	障害者の雇用の促進等に関する法律	第39条の7	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>前条に規定する処分の取消の訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の判決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第39条の6 納付金その他前款及びこの款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分(厚生労働大臣が行うものを除く。)について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。</p>

雇用保険法	第 71 条	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>第 69 条 第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 再審査請求がされた日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>【参考】</p> <p>第 69 条 第 9 条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第 10 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による処分に不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p>
児童手当法	第 25 条	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>児童手当の支給に関する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。</p>
児童扶養手当法	第 20 条	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>第 17 条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は採決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p> <p>第 17 条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。</p>
生活保護法	第 69 条	<p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

戦傷病者戦没者遺族等 援護法	第 42条の 2	<p>(不服申し立てと訴訟との関係)</p> <p>第 40条第 1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申し立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p> <p>第 40条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての異議申し立てに関する行政不服審査法(昭和 37年法律第 160号)第 45条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内とする。</p>
介護保険法	第 196条	<p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第 183条第 1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対するの裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p> <p>第 183条 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付金及び第 157条第 1項に規定する延滞金を除く。)に関する処分に不服がある者は、介護保険審査会に審査請求をすることができる。</p>
健康保険法	第 192条	<p>(不服申立と訴訟との関係)</p> <p>健康保険法第 189条第 1項又は第 190条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p> <p>第 189条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>第 190条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第 180条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。</p>

国民健康保険法	第103条	<p>(審査請求と訴訟との関係) 第91条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第91条 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金(拠出金を除く。)に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。</p>
船員保険法	第66条	<p>第63条第1項又ハ第64条ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ再審査請求又ハ審査請求ニ対スル社会保険審査会ノ裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ</p> <p>【参考】 第63条 被保険者ノ資格、標準報酬又ハ保険給付ニ関スル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査官ニ対シ審査請求ヲ為シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ対シ再審査請求ヲ為スコトヲ得</p> <p>第64条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ノ賦課若ハ徴収ノ処分又ハ第12条ノニノ規定ニ依ル処分ニ不服アル者ハ社会保険審査会ニ対シ審査請求ヲ為スコトヲ得</p>
厚生年金保険法	第91条の3	<p>(不服申立てと訴訟との関係) 第90条第1項又は第91条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】 第90条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>第91条 保険料又は特別保険料(以下「保険料等」という。)その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第86条の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。</p>

	169条 (第91条の3準用)	(不服申立て) 標準給与若しくは年金たる給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他この章の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは第百四十一条第一項及び第百六十四条第二項において準用する第八十六条の規定による処分に不服がある者については、第六章の規定を準用する。この場合において、第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「第百六十九条において準用する第九十条第一項又は第九十一条」と読み替えるものとする。
国民年金法	第101条の2	(再審査請求と訴訟との関係) 前条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第101条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分(共済組合等(国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合連合会を除く。第6項及び第7項において同じ。))が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
	138条 (第101条の2の準用)	(準用規定) 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。 第一欄 第101条第1項から第3項まで及び第5項並びに第101条の2 第二欄 加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第133条及び第137条の21において準用する第23条並びに第137条の19第1項の規定による徴収金に関する処分に不服がある者 第三欄 前条第一項 第四欄 この条において準用する第101条第1項
石炭鉱業年金基金法	第33条3項 (厚生年金保険法第91条の3準用)	(不服申立て) 厚生年金保険法第90条第2項及び第3項並びに第91条の2の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第91条の3の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第32条	(不服申立てと訴訟との関係) 手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は判決を経た後でなければ、提起することができない。
農林水産省	農地法	第85条の2第1項	(不服申立てと訴訟との関係) この法律に基づく処分(不服申立てをすることができない処分を除く。)の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。
	農業災害補償法	第131条第1項	農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について当該農業共済組合連合会に対して訴を提起するには、都道府県農業共済保険審査会の審査を経なければならない。
	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	第78条	(不服申立てと訴訟との関係) 第5条第1項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第5条 米穀の生産者は、その生産した米穀のうち、基本計画において定められた計画出荷数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林水産大臣が米穀の生産者ごとに定める数量(以下「計画出荷基準数量」という。)に係る米穀(以下「計画出荷米」という。)について、政令で定めるところにより、自主流通米として第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、若しくは売渡しを委託し、又は政府米として政府に売り渡し、若しくは第一種登録出荷取扱業者に売渡しを委託しなければならない。この場合において、当該売渡し(委託による売渡しを含む。)に係る米穀は、農林水産省令で定めるところにより計画出荷米である旨の表示が付された米穀でなければならない。
	水産資源保護法	第35条第1項	(不服申立てと訴訟との関係) 農林水産大臣又は都道府県知事が第4条第1項の規定に基づく農林水産省令又は規則の規定によってした処分の取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は採決を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第4条 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止

			<p>二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止</p> <p>三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止</p> <p>四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止</p> <p>五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止</p> <p>六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止</p>
	漁業法	第135条の2第1項	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>農林水産大臣又は都道府県知事が第2章から第4章まで(第65条第1項の規定に基づく農林水産省令及び規則を含む。)の規定によつてした処分(取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。)</p>
経済産業省	鉱業法	第180条	<p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>この法律は又はこの法律の命令に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>
	採石法	第38条 (鉱業法第180条の準用)	<p>(審査請求についての鉱業法の準用)</p> <p>鉱業法第171条から第177条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による経済産業局長の処分(第42条の3の規定により経済産業大臣の委任を受けて行う処分を除く。)についての審査請求に、同法第180条の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。</p>
	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	第73条	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>この法律に基づいて機構がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する経済産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>
	金属鉱業等鉱害対策特別措置法	第35条第2項 (鉱業法第180条の準用)	<p>(準用)</p> <p>鉱業法第171条から第177条までの規定は前条の規定による経済産業局長の処分についての審査請求について、同法第180条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。</p>
	特許法	第184条の2	<p>(不服申立てと訴訟との関係)</p> <p>この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第195条の4に規定する処分を除く。)の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p>

	実用新案法	第 48 条の 2 (特許法第 184 条の 2 の準用)	(不服申立てと訴訟との関係) 特許法第 184 条の 2 (不服申立てと訴訟との関係) の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分 (第 55 条第 5 項に規定する処分を除く。) の取消しの訴えに準用する。
	意匠法	第 60 条の 2 (特許法第 184 条の 2 の準用)	(不服申立てと訴訟との関係) 特許法第 184 条の 2 (不服申立てと訴訟との関係) の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分 (第 68 条第 7 項に規定する処分を除く。) の取消しの訴えに準用する。
	商標法	第 63 条の 2 (特許法第 184 条の 2 の準用)	(不服申立てと訴訟との関係) 特許法第 184 条の 2 (不服申立てと訴訟との関係) の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分 (第 77 条第 7 項に規定する処分を除く。) の取消しの訴えに準用する。
	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律	第 41 条 第 3 項 (特許法第 184 条の 2 の準用)	(特許法の準用等) 特許法第 184 条の 2 の規定は、第 7 条第 3 項又は前項において準用する特許法第 18 条第 1 項の規定による処分の取消しの訴えに準用する。
	輸出入取引法	第 39 条の 3	(不服申立てと訴訟との関係) 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。 【参考】 第 39 条の 2 この法律の規定による処分 (前条に規定する輸出組合が規制命令に係る事務の処理として行つた行為を含む。) についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
国土交通省	砂利採取法	第 30 条 第 3 項 (鉱業法第 180 条の準用)	(鉱業権者との協議) 鉱業法 (昭和 25 年法律第 289 号) 第 171 条 から第 177 条までの規定は、前項において準用する採石法第 34 条第 2 項の決定についての審査請求に、鉱業法第 180 条の規定は、当該決定の取消しの訴えに準用する。

建築基準法	第 96条	<p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第 94条 第 1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p> <p>第 94条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、行政不服審査法第 3条第 2項に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事又は建築監視員である場合に於ては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合に於ては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第 6条第 1項 (第 87条第 1項、第 87条の 2又は第 88条第 1項若しくは第 2項において準用する場合を含む。)の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。</p>
国土利用計画法	第 21条	<p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第 14条 第 1項の規定に基づく処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する土地利用審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p> <p>第 14条 規制区域に所在する土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の政令で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利 (以下「土地に関する権利」という。)の移転又は設定 (対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。)をする契約 (予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。)を締結しようとする場合には、当事者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。その許可に係る事項のうち、土地に関する権利の移転若しくは設定の予定対価の額 (予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。)の変更 (その額を減額する場合を除く。)をして、又は土地に関する権利の移転若しくは設定後における土地の利用目的の変更をして、当該契約を締結しようとするときも、同様とする。</p>
都市計画法	第 52条	<p>(審査請求と訴訟との関係)</p> <p>第 50条 第 1項に規定する処分の取消しの訴え (前条第 1項の規定により公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、当該処分についての審査請求に対する開発審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>【参考】</p>

		<p>第50条 第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為(行政不服審査法(昭和37年法律第160)第2条第2項に規定する不作為をいう。)又はこれらの規定に違反した者に対する第81条第1項の規定に基づく監督処分に不服がある者は、開発審査会に対して審査請求をすることができる。</p>
<p>土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法</p>	<p>第10条</p>	<p>(不服申立てと訴訟との関係) 第7条第1項、第8条第1の規定による処分の取り消しの訴えは、当該処分についての異議申し立て又は審査請求を経た後でなければ、提起することはできない。</p> <p>【参考】 第7条 国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、6箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p> <p>一 交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合において、道路交通法第117条の違反行為をしたとき。</p> <p>二 道路交通法第117条の2第一号若しくは第一号の二、第117条の4第一号又は第118条第1項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。</p> <p>三 道路交通法第117条の4第二号若しくは第三号、第118条第1項第一号若しくは第二号又は第119条第1項第一号から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号の二若しくは第十五号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させたとき</p> <p>第8条 国土交通大臣は、土砂等の運搬のための土砂等運搬大型自動車の運転に係る労働につき、労働基準法(昭和22年法律第49号)第5条、第32条、第35条若しくは第37条の規定若しくは同法第40条の規定に基づいて発する命令の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第44条の規定により適用される場合を含む。)又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第68条の規定(労働者派遣法第45条の規定により適用される場合を含む。)に違反する行為があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、6箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。</p>

環境省	公害健康被害の補償等に関する法律	第108条	(不服申立てと訴訟との関係) 認定又は補償給付の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。
		第110条	(不服申立てと訴訟との関係) この法律に基づいて協会がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

「外国為替及び外国貿易法第57条1項」については、財務省と経済産業省との共同所管、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第70条2項」については、文部科学省と経済産業省との共同所管であるが、便宜上、それぞれ、財務省及び文部科学省に掲載することとする。